

臨時号

北九州市立消費生活センター ヤング消費者トラブル情報



〇〇ペイで返金してもらおうはずが

ネット
ショッピング

40万円送金していた!

【相談事例】

どのサイトでも品切れだったスニーカーを見つけ注文。代金1万円を振り込んだ後、販売店から「在庫切れになったので〇〇ペイで返金する。」と言われた。

電話で指示されながらスマホを操作していたら、私のスマホ画面を相手も見る（画面共有）ことができるようになっていた。アプリの決裁用QRコードを画面に表示させた途端に「ピコン!」と音がした。

気付くとQRコード決裁で40万円を知らない業者に送っていた。返金してほしいが、販売店には連絡がつかず、QRコード決済業者も返金してくれない。



〇〇ペイで
返金します



詐欺を疑ってください!

ネットショッピングで商品を購入した消費者に、「欠品したので〇〇ペイで返金する。」と言ってスマホを操作させ、反対に消費者に送金させる**新手法の詐欺**に関する相談が寄せられています。

【アドバイス】

- 「〇〇ペイで返金します。」と言われたら、**詐欺を疑ってください。**
- ネットショッピングの**代金を銀行振込**しているのに、**返金は決裁アプリで行うのは極めて不自然**です。
- 知らない相手にQRコード決裁やバーコード決裁の画面を安易に見せたり、指示に従ってスマホを操作しないようにしましょう。
- 知らない相手と安易にスマホ画面の共有をしないように気を付けましょう。
- 困ったときや不安なときは、消費生活センターにご相談ください。



北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999
 小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500
 小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610
 八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

消費者ホットライン ☎^{い や や}188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)